受給者番号：　 　　　　氏名：　　　　　　　 様

**特定医療費（指定難病）支給認定申請に係る追加確認書**

医療費助成の開始時期について、下記の流れに沿ってご確認いただき、「特定医療費の支給を開始

することが適当と考えられる年月日」をご記入の上、疾病対策課にご提出ください。

なお、審査の結果によっては、医療費助成の開始時期がご記入いただいた年月日と異なる場合が

あります。

▶▶▶**ＳＴＥＰ1.　軽症高額該当基準を満たすかをご確認ください**

軽症高額該当基準とは、重症度分類を満たさない場合であっても、以下の要件を満たした方は医療費助成の対象とする特例です。**軽症高額対象者は、医療費助成の開始時期が「その基準を満たした日の翌日」となります。**

**満たす場合、ＳＴＥＰ2の表に、基準を満たした日の翌日を書き入れ、医療費の確認ができる領収等のコピーを一緒に提出してください。**

💡要件：申請月以前の12か月以内に、その治療に要した医療費総額が**33,330円を超える月が3月以上**あること

▶▶▶**ＳＴＥＰ2.　以下の日付をご確認ください**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| A | 申請日(相模原市受理日) | 令和　　年　　月　　日 |
| B | 臨床調査個人票の診断年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 軽症高額該当基準を満たした日の翌日 | 令和　　年　　月　　日 |

▶▶▶**ＳＴＥＰ3.　Ａ、Ｂの日付を下図にあてはめ、裏面ＳＴＥＰ４に記入する日付をご確認ください**

ＡからＢまでの期間が1か月以内である

いいえ

はい

**Ｂの日付を記載してください。※Ｂの両方に当てはまる場合には、より遡ることができる日付を記載することができます。**

申請が遅れたことにやむを得ない理由（注1）がある

いいえ

はい

**Ａから1か月前の日付を記載してください。**

ＡからＢまでの期間が3か月以内である

💡1か月前（3か月前）の考え方

1か月前または3か月前の同日を記載してください。ただし、同日が存在しない場合は、月末の日を記載してください。

いいえ

はい

**Ａから3か月前の日付を記載してください。右側のチェックボックスにも記載してください。**

**Ｂの日付を記載してください。右側のチェックボックスにも記載してください。**

**※Ｂの両方に当てはまる場合には、より遡ることができる日付を記載することができます。**

**☞ 裏面 STEP4 へ ☞**

**▶▶▶ＳＴＥＰ4. ＳＴＥＰ3で確認した日付をご記入ください。**

**.　Ａ、Ｂの日付を下図にあてはめ、裏面ＳＴＥＰ４に記入する日付を御確認ください**

**‼　法律の施行日である令和5年10月1日より前には遡れませんのでご注意ください。‼**

|  |  |
| --- | --- |
| 特定医療費の支給を開始することが適当と考えられる年月日 | 【左記の欄が申請日から１か月以上前の年月日となっている理由】  □臨床調査個人票の受領に時間を要したため  □症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間  を要したため  □大規模災害に被災したこと等により、申請書類の  提出に時間を要したため  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| **年　　月　　日** |

**提出期限：令和　　年　　月　　日**

💡この書類をご提出後、市で審査を進めてまいります

注1　申請が遅れたことのやむを得ない理由の例

診断年月日等から１か月以内に申請を行わなかったことについて、やむを得ない理由がある場合は、申請日から最大3か月の助成開始時期の遡りの対象となります。以下を参考に申請書のチェックボックスを記載してください。その際、証明書類等の提出は必要としません。

□臨床調査個人票の受領に時間を要したため

○「診断がついた」あと「臨個票の受領まで」に申請者の責めに帰さない理由により時間を要したケース

診断後1か月以内に臨個票を受領した場合でも、残りの期間が少なく１か月以内に申請することが難しい場合も含みます。

×「診断がつく」までに時間を要したケースは想定していません。

□症状の悪化等により、申請書類の準備や提出に時間を要したため

○成年患者本人や申請者である保護者が、体調面の理由により準備に時間を要したケース

○成年患者本人や申請者である保護者が、自分以外の家族等の看護や介護におわれていたケース

※体調面の原因は、申請する疾病に限りません（認知機能・高齢による身体機能の低下も含みます。）

※代理人の有無やその代理人による申請の可否は考慮しません。

□大規模災害に被災したこと等により、申請書類の提出に時間を要したため

○地震、豪雨、豪雪、津波等に被災したことにより準備に時間を要したケース

○感染症により行動制限が必要であるケース

□その他

○医療機関から診断を受け臨床調査個人票を発行されているが、DV被害を受け（女性相談所で一時保護を受ける等）、申請手続きのために直ちに動けなかった。

○離島患者において、医療機関が遠隔地（島外）にあり、臨床調査個人票を受領後、治療のため帰島することができず、申請書類の準備や提出に時間を要したため等

**×仕事、育児、失念、身内の不幸、転居等は想定していません。**